

埼玉県における地籍図の作成

泊 善 三 郎

はじめに

- 一 壬申地券の地引絵図
 - 1 地引絵図の提出
 - 2 地引絵図の様式
 - 二 地租改正の地引絵図
 - 1 字限地図と村惣絵図の作成
 - 2 地図の雛形
 - 3 測量の方法
 - 4 雛形地図の改正
 - 5 地図の提出期限
 - 6 地図の完成
 - 7 地引絵図の保存
 - 8 郡図や全県地図の作成
 - 三 地籍編成における地籍地図
 - 1 地籍の編成
 - 2 事業の再開
- おわりに

埼玉県における地籍図の作成(泊)

はじめに

人に戸籍があるように土地には地籍がある。地籍図はこの地籍を地図で示したものである。地籍図については「図説地図事典」―武揚堂発行―では次のように定義している。

「地籍図とは、地所各筆の区画、地種・地目、面積、所在場所の字名、地番、あるいは所有者などを示した大縮尺の地図である。わが国で一般に地籍図とよばれているのは新旧二種類ある。一つは明治前期に作成されたもの、もう一つは第二次世界大戦後に新しく制定された法令の規定にもとづいて作成されたものである。」

現在、法的には「国土調査法」(昭和二十六年法律第一八〇号)にもとづく地籍調査によって作成された地図を地籍図とよぶが、研究者の間で一般に地籍図とよばれ、研究対象となり、また、保存対策が図られているのは、明治前期に作成されたものである。ところで、明治前期に作成された地籍図は次の四種類があるといわれている。

- (1) 壬申地券交付における地引絵図(ルビは筆者による、以下も同じ)
- (2) 地租改正における地引絵図
- (3) 地押調査(ヒヤクシ)における更正地図
- (4) 地籍編成における地籍地図

これらの地図の作成の目的や意義及び結果については研究者の多くの論文があるので、後掲の参考文献一覽を参照していただきたい。ここでは、これらの地図が埼玉県において、どのように作成されたのか、つまり、政府からの文書と、それにもとづいて出された埼玉県(入間県、熊谷県を含む)の文書、及び、県民から県庁への報告文書などから県内の地籍図作成の過程をさぐってみた。しかし、取り上げた資料は、県立文書館所蔵の行政文書と古文書だけなので全体にわたった研究結果とはいえないことをあらかじめお断わりしておきたい。

文書館には国や県の指示文書はほとんど保存されているといえるが、具体的な地図作成の過程を記した村の文書が少ないため、たとえば、地図の作成者や作成期間、費用、作成の問題点などを知ることができなかつた。したがって、県内に保存されている文書にも広くあたってみる必要があると思つてゐる。同時に、地籍図が県内にとのくらしい保存されているかの確認も必要である。

本研究は、これらの課題を残したままの、地籍図に関する一考察である。なお、本文の記述のために取り上げた資料は、最後に目録の形でまとめたので、参考にしていただければ幸いである。

一 壬申地券の地引絵図

1 地引絵図の提出

明治になつて政府は土地の私有権を認め、土地永代売買禁止令も明治五年二月に解除し、全ての私有地に地券を交付することにした。これが壬申地券といわれるもので、その発行のものになつた「地券渡方規則」は明治五年二月に第一条から十四条まで、^{資1}さらに九月に第十五条から四十条までが布告された。

埼玉県及び入間県ではこの規則を七月から十月にかけて各戸長へ^{資7・資8}布達してゐる。

地図については規則の第二十三条に「土地の一部を質入れしたために、検地帳、名寄帳、小拾帳等と合わなくても、現地の景況のとりの地引絵図を差し出すこと。」とあり、地引絵図の提出を求めている。地引絵図作成のための調査に関しては、明治五年十月二十三日に秩父の村々が受け取つた入間県の達(たて)によると、「下調帳と地引絵図の提出は急ぐので十一月十五日までに調べておくこと。地券掛(がかり)が村をまわつて取り調べるが、地券掛だけでは調べが行届かないので戸副長も手伝つて早く終わらせるように。」と伝えている。

さらに、大里郡の村々が明治五年十一月二十四日に入間県租税課に出した請書(まが)には「私共の村々では調査に尽力し、定められた一月十五日までに地引絵図と下調帳を提出いたします。」とあり、埼玉県足立郡の側ヶ谷戸村(現在の大宮市)などは三月二十五日までに提出

するといふ請書^{實11}を出している。

このように、地引絵図は各村で作成され、明治六年に提出されたと考えられる。

提出された地引絵図は次の文書から二組あったと考えられるが、その一組は明治四十年に焼却されている。

旧町村地図焼却処分ノ儀^{實12}

左記旧図面参考ノ為メ本課ニ於テ保管致居候処目下非常ノ虫喰ヲ生シ殆^レソド完全ナルモノ無キノミナラズ該図ハ稅務署備付ノモノト同一ナルヲ以テ保存ノ必要ナキモノト被認^{實13}且ツ保存ニ堪ヘザルモノニ付主任立会焼却可然哉此段上伺候

明治二十九年中稅務署ヨリ引継ノ分

一 明治九年地租改正図 千五百三十ヶ町村分

一 明治六年地券発行ノ際調整図 千三百九十五ヶ町村分

以上別紙明細表ノ通

四十年三月八日焼却済^{實14}

そして、別紙には、「地租改正字限り地引図稅務署ヨリ引継町村名」の表題で旧町村名と地図枚数が一覧表になっている。また、「明治六年地券発行ノ際差出候地絵図町村名」の表題で町村名が一覧表になっている。

当時の町村数が二千近くあったので、県下の全町村分があったとは考えられないが、県庁には壬申地券の地引絵図が保管されていたことがわかる。

埼玉県における地籍図の作成(泊)

ところで稅務署保管の「明治六年地券発行ノ際調整図」は昭和二十五年に法務局に移管され、現在も保管されている。なお、各村には地引絵図の写しが保存されていたようである。それは「明治六年箕輪郵地図」^{實15}(現在の太里村)の余白に次の一文があることから推察できる。

武蔵国大里郡箕輪村測量全図

今般地券御施行ニ依テ地面壹間四尺五分之割合ヲ以測量

地図壹枚上納致候ニ付写ヲ以連印致置候也

各村でこのように写しを持っていたとすると、それが現在まで保存されている可能性もあり、今後の調査を待たなければならない。

2 地引絵図の様式

地引絵図の様式や作成手順については国の文書には見当たらないが入間県の文書にわずかに地引絵図の色分けについて記されている。

「地所質入書入規則」^{實16}の第十条の本文は「地券渡方規則」の第二十三条と全く同じであるが、色分けについて次のような但書がある。

但色分ケハ田畑ハ青山林ハ青道ハ赤大繩^{おなわりゆきくこもなりは}流^{うすま}作小物成場等ハ淡墨ニテ鼠色荒地ハ墨ニテ飛点ヲ打

壬申地券の地引絵図は「図説地事典」によると原則として実測を行なわなかったようである。従って測量方法等も示されていない。しかし、「箕輪郵全図」は測量全図と書いてあるので、例外もあったといえる。なおこの地図は縮尺を壹間四尺五分(二百分の一)にしていることも特筆できると思う。

土地の名称については明治六年三月二十五日の太政官第百十四号^{資14}で示され、次の分類になっている。「皇宮地、神地、官庁地、官用地、官有地、公有地、私有地、除税地」そして、土地の名称は七年十一月に改定された。^{資16}この名称は地券発行の際使用されたわけであるから、地引絵図にも記入されたと考えられるが文書館所蔵の地引絵図では今のところ確認できない。

二 地租改正の地引絵図

1 字限地図と村惣絵図の作成

壬申地券発行の事業の途中である明治六年七月二十八日、地租改正法(太政官第二七二号)^{資17}が公布された。この改正法には上諭(勅諭)が付されていた。また、付属した法令は次の三つである。

- 。地租改正条例
- 。地租改正施行規則
- 。地方官心得書^{資18}

(地方官心得書は大蔵省の地方官への達であり、原則上秘の文書として公布されなかった。)

この後、規則第五則の訂正、^{資19}条例に第八章追加、^{資20}第七章へ但書追加、^{資21}規則の第十六則を廃除^{資22}などの変更があった。

地租改正法は旧来の田畑貢納制度を廃止し、土地の地券調査を行ないその完成次第百分の三の定率による地価賦税の金納地租を徴収することを規定したものである。

埼玉県はこの地租改正法を十月十日に県内に布達している。^{資23}しかし、地租改正事業が埼玉県で着手されたのは明治八年である。着手まで二年間を要したわけについては、当時地租改正局の職員であった有尾敬重が著書「本邦地租の沿革」の中で次のように述べている。

関東地方は一体に徳川氏直轄で税が安い方であった。従って改正後は負担が増すと言う傾のある場所であったから、此地方は幾分後廻しにして、他の出来栄を見てどうしても行わなければならぬと言ひ感じを起すまで着手を延ばして置くことにして、丈量等も他の県より後でやった。

ところが地租改正事業の実施に当って重要なことは、第一に地押丈量(各土地の一筆ごとの点検と地積の測量)第二に地価調査である。このため埼玉県では、明治八年三月に告諭、^{資27}三月十三日に布令と共に「地租改正に付人民心得書」を各村の正副戸長宛に出している。^{資28・資29}

「人民心得書」は地租改正の根本方針である土地の丈量や地価評定の大綱や要領を人民に周知させるために各府県ごとに作成したものである。

土地を測量し地図を作成することに関する「人民心得書」の条文を要約すると次のとおりである。

第五条 これまでの帳簿にある田畑の面積は昔の検地帳や名寄帳によるものである。しかし、年月を経た今では実際の面積と違つていて、地価もそれ相当のものが決められない。そこで、現にある土地の面積を精密に調べ、別紙雛形のように字

一筆限地圖を作り、さらに村の惣繪圖(全圖)を作つて、この地圖をもとにしていろいろな調査をすること。

第六條 土地の面積の決め方としては、まず、村役人立会いで各人の所有地に畝杭を建てる。面積や境界が明確な場合は本人からその繪圖面を村役人に提出させる。

明確でない場合は、隣の田畑の所有者と一緒に現地で境界を決め、各人は所有の田畑のありのままの形を書き、凹凸は平均して縦何間横何間と測り、その間数に合わせて端数の調整をして繪圖面を作り村役人に提出する。

村役人はこの繪圖面を現地に持つていき、所有者に再び来てもらつて面積を確かめ、まちがいがなければ畝杭に正しい面積を書き入れさせる。そして、この繪圖面をもとにして第五條の字限地圖を作ること。

第七條 字限地圖と村惣繪圖ができたら掛り官員出張所へ提出し、検査を受けること。

第十四條 地番は全ての土地に地所の順序に所有者に関係なく、一筆ごとに番号をつけること。

第十五條 甲村の土地が乙村に飛地となっている場合は、地番は甲村の地番の末番に加え、地圖は實際に合わせて惣繪圖に書くか、別紙にするかのどちらかとする。また、乙村の飛地が甲村にあるときは、甲村の地圖へ色分けして、何村何地と記載すること。

埼玉県における地籍圖の作成(泊)

第十六條 まぐさ場や池、沼等数村の入会地は第十四條の例外にし、図面も別に作成すること。

このことから地租改正では土地を測量して正確な面積を出し、土地には地番をつけること、そして、地圖は字一筆限地圖と村の惣繪圖を作成して提出することになっていたことがわかる。

ところで熊谷県では、明治八年十二月に「人民心得書」が出されて^{實30}これを埼玉県のと比較してみると条文の構成や布達のしかたに違いがある。

前記の第五條は、熊谷県では第一条に書かれている。内容は大体同じであるが、違いは地圖名を「一筆限りの地引繪圖」と称していることである。この名称は「地方官心得書」の名称と同じである。

埼玉県が布達第二十五号や人民心得書で「字一筆限地圖」と称したのは、たぶん「人民心得書」を最初に作った千葉県を^{實32・33}手本にしたからだと考えられる。

そのほか、六條は二條に、十四條は七條に、十五條は八條となっている。八條では、飛地は飛地のある村に組替えするようにし、やむを得ない場合はということ、埼玉県の十五條とほぼ同じことが書かれている。十六條は九條にあるが、図面のことは記載がない。なお、七條と同じ条文はない。

埼玉県の人民心得書は全部で二十三條で構成されているが、熊谷県のそれは十五條である。しかし、熊谷県は、この人民心得書の前に「地租改正着手心得書十二項目」を八年十月三十一日に布達して、^{實31}

埼玉県における地籍図の作成(泊)

地引絵図の作成や測量法を雛形と共に示している。従って、両方合
 わせたものが埼玉県では一度に出されたとみることが出来る。

2 地図の雛形

字一筆限地図帳の雛形の構成は、埼玉県の場合①地図の大きさ、
 ②測量の仕方(縄入方)、③四枚の地図雛形となっている。

熊谷県の場合は②測量の仕方が「地租改正着手心得書」の第六と
 第七項目に記載されている。

埼玉県では、地図の大きさについては次のように記されている。

一 用紙美濃紙袋綴にして綴印すべし表紙ハ程村紙等の厚き紙
 を用ゆべし

一 字一筆限地図ハ字每一枚の切絵図にすべし最も字に寄り大
 場にて筆数多く一枚に治り兼候分ハ二三枚繼にいたすも妨
 なし

一 一村字訳絵図ハ美濃二三枚繼たるべし若治り兼候分ハ四五
 枚繼に成るとも不苦候得共可成丈縮図に可致事

表紙の書式は

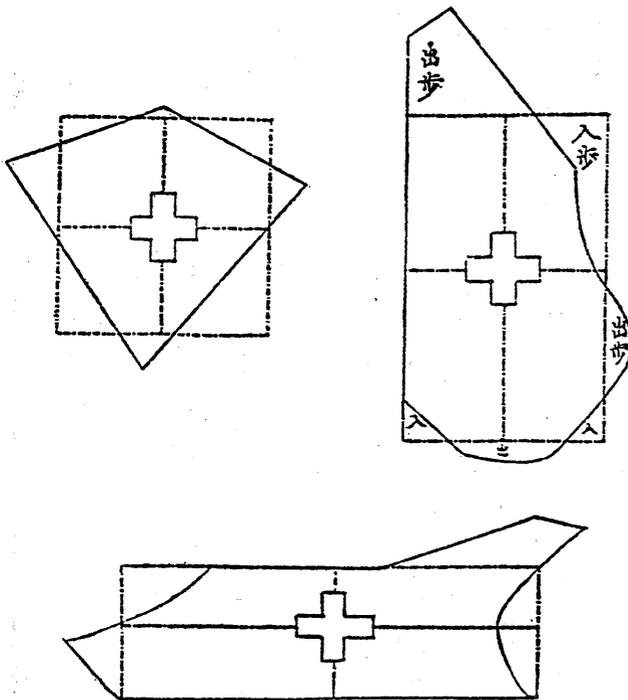
字一筆限地図帳

第何区

何国何郡

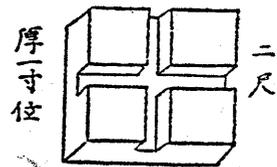
何 村

測量の仕方は一番図の縄入の方法として次の三つの方法と、十字
 木の見本を示している。

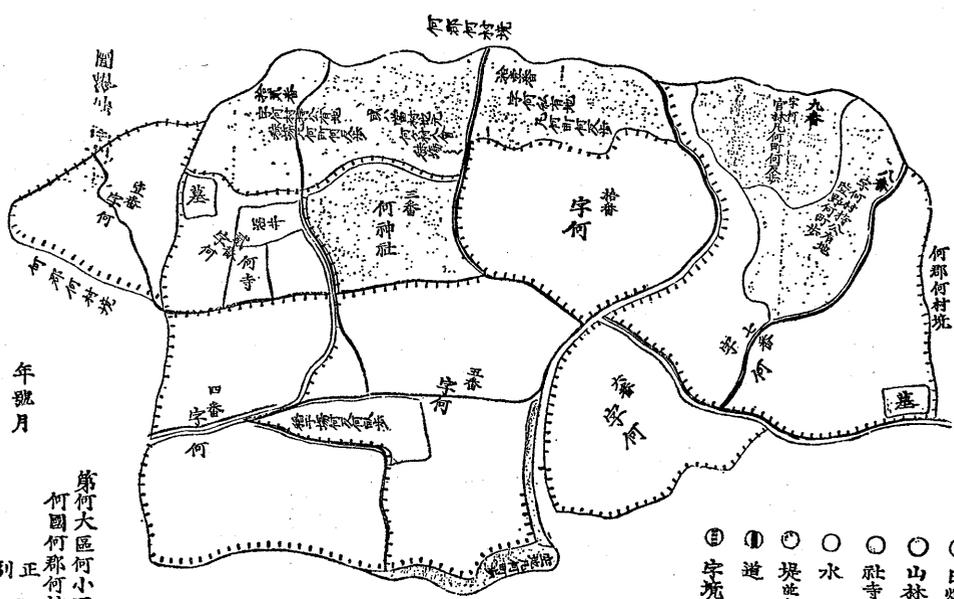


第壹番図中
 縄入方心得
 左之通

十字木之
 板手輕便
 可仕立



地図雛形は次の四枚である。 字訳絵図



埼玉県における地籍図の作成(泊)

年 月

第何大區何小區
何國何郡何村

正 副 戸長

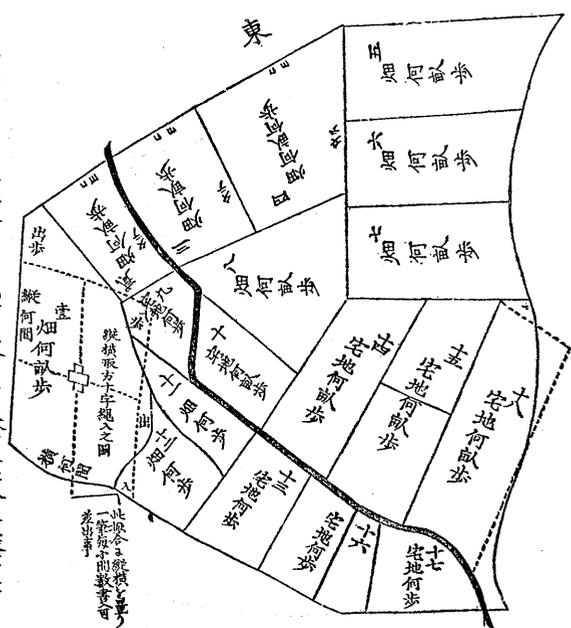
- 田畑空地
- 山林野地
- 社寺境内並墓所
- 水
- 堤並空地
- 道
- 字境

第一番圖

節壹番

字何所反別何町何反歩

何何反何町何反歩
畑方
空地



一 圖の如く、扇形の耕地、八歩歩等凡計、以米引の如く、取捨、十疋木を居、縦横を量り、間敷を、器、湯、鏡、及、別、を算出、す、尤、此、圖、に、墨、書、の、通、有、形、を、認、べ、下、以、下、此、例、準、一、可、認、す、一 空地等、も、地、籍、圖、に、十、疋、木、居、り、十、疋、十、歩、の、如、く、云、字、間、敷、を、量、り、す、事、

一 少歩數等、を、取、捨、近、大、等、に、換、合、す、十、疋、十、歩、等、の、圖、如、く、由、總、外、米、を、一、疋、可、申、す、事、

字訳絵図は色刷りである。従つて色分けは次のように示されてい
る。

- 田畑宅地(白) 山林野地(緑) 社寺境内並墓所(朱)
- 水(青) 堤並空地(灰) 道(赤) 字境(朱の点線)

縮尺については、熊谷県の「地租改正着手心得書」に記述がある。
縮尺は一步一間(六百分の一)にすること、ただし、字が十か所
ならば一厘一間(六千分の一)、字が五か所ならば二厘一間(三千
分の一)等適宜変えて、なるべく縮図にすること
となつてゐる。

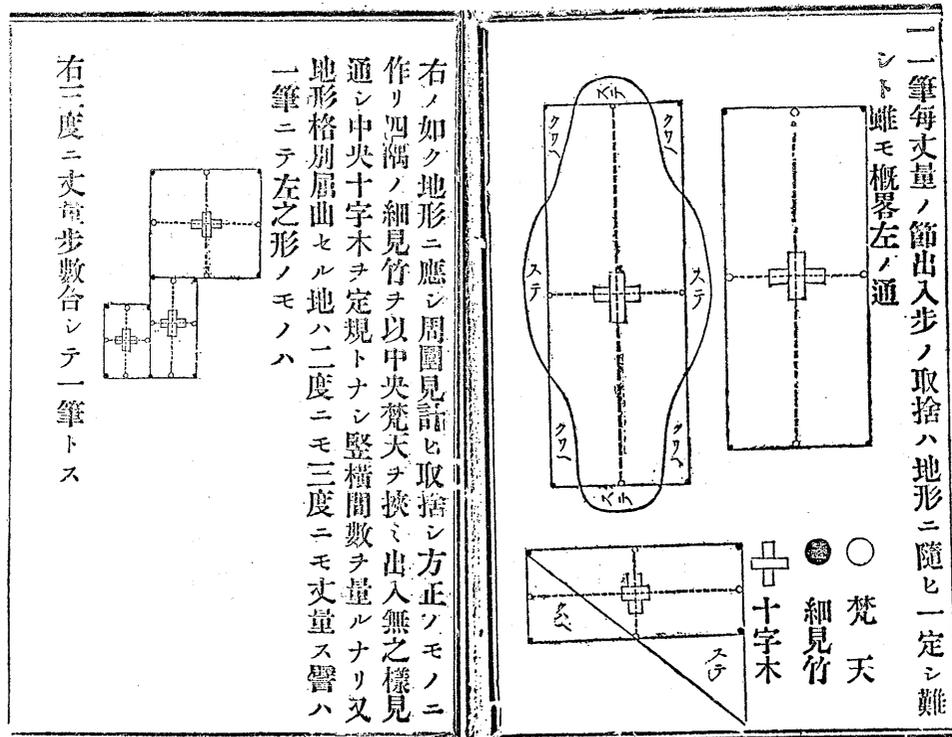
3 測量の方法

測量の方法は、埼玉県は「人民心得書」と「実地調査ノ手續」に
熊谷県は「地租改正着手心得書」に示されている。

両県を比べると、熊谷県の方が内容がよりくわしく記述されてい
る。例えば、村の周囲は大小の方儀等の測器を使うこと。器械は用
法簡便で製造容易な木製器械を使うこと。間数を測るときは水縄は
伸縮し易いので間竿けんざお又は竹片条を使うこと。竹片条の用法は、竹の
表皮を取り薄く削り、幅およそ三四分程で継ぎ目は両方に
の如く切り込みをつけ麻でしっかり継ぎ合わせる。長さは一間毎に
間数をつけ糸桿等をまきつけておき、使うときは数時間水に浸して
から使用する。

間竿の用法は、一間以下は三寸を倍する数にすること、例えば四
寸五寸は三寸とし、七寸八寸は六寸とする。従つて、間竿は三寸毎

埼玉県における地籍図の作成(泊)



埼玉県における地籍図の作成(但)

に朱の筋を、六寸毎に墨の筋を入れて全体を二十に分け、三・六・九……五七の目盛をつける。

ところで、測量の単位は地方によってまちまちであった。すなわち、一間の長さや一坪・一町歩の面積は全国同一ではなかった。

そこで、明治八年六月十二日、地租改正事務局別報第三号で、「六尺竿で測量し、一反三百坪とする。」と統一したのである。

土地の形が屈曲した所の測量は、前ページの図のように取捨すること(七二ページの埼玉県の縄入方よりわかり易い)。特に屈曲した所は、二度にも三度にも分けて測量する方法が図で示されている。

4 雛形地図の改正

「地租改正ニ付人民心得書」の雛形地図についてはその後二度にわたり改正の通知が出ている。

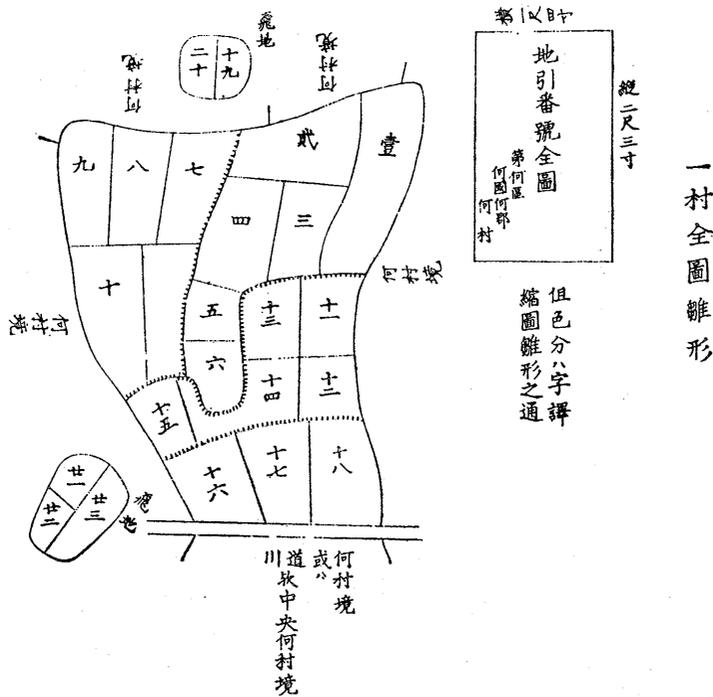
まず初めは明治八年八月二十七日の布達甲第十八号で次のような改正があった。

一 字限り絵図の地所一枚毎に豎横の間数及び反別を書かず番号のみを書くこと

一 絵図のたたみ方は豎横西の内(茨城県山方町で生産される和紙一尺一寸×一尺六寸)半折位にすること。

右の改正については、すでに書き入れた分は直さなくてもよいとなっている。

二度目は同年十二月七日の甲第五十五号で、字分け絵図は「地引番号全図」に改めるとして、次の雛形が示されている。



國中餘白ある所へ左之通書入べし

地租改正被 仰出候に付地引繪圖一分一間を以編製
候處書面之通相違無御坐候以上

第何區

何郡何村

正副戸長
代職人

姓 名 印

明治何年何月

何村地圖編製に付村方境界見届候處書面之通相違無
之候以上

何村

正副戸長
代職人

姓 名 印

何前村 同 斷

右相違無御坐候以上

第何區

地租改正監督
正副區長

姓 名 印

總代人
姓 名 印

一村全圖大村ハ道川堀等を區界して二三枚にをると
も妨げなし

耕地切繪圖の義ハ番號の字を添書に致し其
余反別及ひ
文言等認に不及

但表紙へハ何番より何耕地之記をべし

埼玉県における地籍圖の作成(泊)

5 地圖の提出期限

地租改正事業には終了の時期が示されていた。

明治八年八月三十日の太政官布告第一五四号^{資39}は府県に対して「地

租改正を県又は郡、区で少しずつ進めたのではつり合いがとれなく
なり、また、年々物価も變つて地価に違いが出るなどいろいろな障
害が出るので、明治九年をもつて改正の期限とする。」と、布告して
いる。

これを受けて埼玉県では、八年九月七日に各区正副戸長に甲第二
十三号^{資40}を布達している。その内容は「太政官布告について、各村で
は一層努力し、繪圖面ともすみやかに提出し検査を受けるように」
となつてゐる。

さらに同年九月二十八日には、甲第三十一号^{資34}を布達している。こ
れは実地調査の手続きを示したのだが、その中で「地引繪圖及び
野帳共十二月まで調査し、速に提出すること。全村でなくとも、一
耕地分だけでも検査を受けるように。」と、かなり急いでゐることが
わかる。

なお、検査をするために県庁から出張したり、県民が県庁に出向
いたりするのは、時間がかかるので、埼玉県では九年四月二十日
から粕壁宿(現春日部市)、行田町に「地租改正取調出張所」を設け
てゐる。^{資41}

同じように熊谷県でも同時期に「地租改正事務取扱所」を、川越
町、黒須村(現入間市)、今宿村(現鳩山町)、小川村、大宮郷(現秩父

市)、小鹿野町に設けて、事業の促進を図っている。^{資42}

6 地図の完成

測量から検査終了までを記録した埼玉県第十一大区四小区(現吉田町)の次の文書は、^{資43}地図作成の時間的経過がわかる貴重なものである。

記

第十一大区

四小区

地租改正

丈量調着手

明治九年第三月九日

同 成功

同 年十二月五日

同 検査始り

同 年十二月五日

同 検査終り

同 年十二月七日

右之通り御座候也

右区

副区長

新井晋八郎

明治十年 第十月十日

埼玉県地租御改正掛 御中

この資料からわかることは、土地の測量をして地図を作成し、それを提出して検査が終わるまで九か月を要したこと。このあと地価

を決めたのであろうから、翌年の十月十日付けで届けを出したといふことは、それだけの時間を必要としたことであろう。

また、九年三月の「地租改正第七区各村絵図面十字竿入調査巡回簿」^{資44}をみると、千塚村(現幸手町)では「地絵図皆出来」、高須賀村(現幸手町)では「地絵図四分通出来」などの記述があり、これによって地図作成の途中経過を知ることができる。

こうして埼玉県の地租改正事業は、明治十一年十一月に終了した^{資45・46}。「人民心得書」が出た八年三月から三年八か月を要した大事業であった。

このとき作成された字一筆限地図や地引番号全図(一村全図)の一组が六九ページで紹介したとおり焼却されたことは埼玉県にとって残念であるが、村の控えとして役場に保管されていたものが、現在まで保存されているものがある。

文書館に寄託されている中では、「地引番号全図」は駒崎村(現蓮田市)、須ヶ谷村(現上尾市)、加田屋新田(現大宮市)、「地租改正縮図」の名称で埼玉県第九区(現久喜市、白岡町、鷲宮町)のがある。

字限図は、作成年月日がないのでくわしい調査をしないと確かなことはいえないが、地租改正のときのものであろうと思われるものは多数ある。^{資47}

昭和五八年八月、日高町の高麗公民館で「高麗の古地図展」があったが、その中に地租改正の地引絵図が数点出品されており、保存の状態も良好であった。

したがって、法務局保管の地引絵図を含めて、県内での保存状況を早急に調査する必要がある。

7 地引絵図の保存

明治になって作成された地引絵図を役場や県庁では、どのように保存していたのだろうか。

明治七年一月十五日に「役場附書類目録」について、熊谷県布達^{資48}が出ています。これは、県庁の諸記録簿を目録にして国に提出するの^{資49}に合わせて、役場の諸帳簿類を公文書として目録にし、県庁へ提出させようとしたものである。

布達には目録の雛形があるが、書類の一つとして次の地図名が挙げられている。

年号干支何年調

一 村絵図

何枚

一 地引絵図控

何枚

これを受けて、南九大区十小区の二つの村が提出した目録がある。

太駄村(現児玉町)

明治七年四月提出^{資50}

記

明治二巳年八月

一 村絵図

一枚

明治三年十二月

一 同

一枚

明治六年四月

埼玉県における地籍図の作成(泊)

一 地引絵図控

一枚

上阿久原村(現神泉村)

明治七年五月六日提出^{資51}

宝永四亥年調

一 村絵図

一枚

嘉永四亥年

一 村絵図

一冊

明治六酉年三月

一 地引絵図

一枚

このように、壬申地券の地引絵図は明治七年には村の公文書の一つとして保存されていたのである。

そして、八年四月には記録文書の保存の方法を設けるようにという太政官達^{資52}が府県宛に出されており、国が保存に力を入れていたことがわかる。

町村の公文書の保存については、五年後の明治十三年一月九日に「各町村公有記録絵図面等保存方」が内務省乙三号として出ている。^{資53}

これによると、明治八年の太政官達に準拠して嚴重に保存し、目録は各町村と郡役所に備えておくことになっている。

高麗郡梅原村(現日高町)には明治十三年八月十九日の川角村(現毛呂山町)の「公有記録簿目録之写」がある。^{資54}これは見本として作られたものの写しのようなものである。その末尾には「右は本年本県乙第三号御達ニ基キ取調候処前書ノ通り相違無之候也」とある。本県乙第三

号となっているが、前記の内務省乙三号のことだと思われる。

文書の中で次の地図名が記載されている。

宝曆十二年三月

一 村絵図 但し天保十三年三月写 一枚

明治六年

一 字限り実測野取地図 全三十枚

明治九年

一 改正地引全図 一枚

明治九年

一 改正字限り切絵図 一冊

これを見本に作成した梅原村の目録には、明治九年改正大絵図と切絵図が記載されている。^{寶55}

明治十四年になると埼玉県は、戸長が代わるときの「町村事務受渡規則」^{寶56}を布達している。受け渡すべき諸帳簿として「地引帳並地引絵図」、「村内保存古帳簿図面類」がある。

いっぽう県庁で保管していた地引絵図は、明治八年の太政官達以来国へ提出する目録の中に記載されており、^{寶58}保存文書の一つとなっていた。

このように、地租改正の地引絵図は、県庁と町村役場で保存されていたのである。

8 郡図や全県図の作製

地租改正事務局は、地租改正が終了した府県に対して、地租改正

上将来参照とするため、「一郡限分色概図」を四月十五日まで提出するようにと、明治十二年二月十八日に達を出している。^{寶59}

これは郡別に土地条件や産物を表わした地図である。地図の色分けについてくわしく示した凡例があるが、それを要約すると、

淡藍(水患全村反別三分以上ニ被ル村)、濃藍(水患全村反別五分以上ニ被ル村)、淡紅(旱害全村反別三分以上ニ被ル村)、濃紅(旱害全村反別五分以上ニ被ル村)、淡藍中朱帯(虫害村)、濃黄(両毛作区域)、濃黄ニ(む)ノ字ヲ黒記スル者(産麦区域)、濃黄ニ(ま)ノ字ヲ黒記スル者(産大豆区域)、濃黄ニ(く)ノ字ヲ黒記スル者(梅桃梨柿葡萄ノ類ヲ田畑ニ栽培シ其菓実ヲ市場ニ輸出シ得ル区域)、淡緑(養蚕区域)、濃緑(産櫨漆楮区域)、淡茶(産茶区域)、淡紫(産煙草区域)、濃紫(産藍蘭区域)、淡紫ニ(あ)ノ字ヲ黒記スル者(産麻区域)、淡茶ニ(わ)ノ字ヲ黒記スル者(産木綿区域)

また、次の様な記号を示している。

↓(海港河津)、○(荷車不通区域)、△(車行ヲ碍ル險阪)、 (凡五千石以上ニ漑ク用水天然人工潞沼(池の字名ヲ註スヘシ)、 (凡五千石以上ニ漑ク用水天然人工潞沼(同断)、**水**(凡一萬石以上ニ灌派スル人工用水路(堰水の字名ヲ註スベシ)、**茶**(凡五萬石以上ニ灌派スル人工用水路(同断)、**工**(凡十萬石以上ニ用水ヲ分配スル源川(天然)、 (純商ナキ村)、 (通航極点)、**卍**(富地域)、**△**(貧地域)、**≡**(重ナル余業―耕耘栽培外ニ營

△所ノ諸製造力役例へハ小田原ノ鯉漁瀬戸ノ陶器ノ類ヲ云フ、
十(菜穀雜貨類毎月若干回市立アル村)

この地図は保存されていないので、大きさなど知ることができないが、興味のある地図である。

地引絵図から全県図を作成したのは、明治十九年である。「埼玉県管内全図」といい、地図に次の文を掲載するという起案文書がある。

本図ハ地租改正ノ日徴スル所ノ地引絵図ヲ縮模シ之ヲ製シ以テ
地籍調査ノ用ニ供ス専ラ宿駅町村ノ位置ヲ明ニシ併セテ道路山
川汽車電信両線路ヲ示ス其疑フヘキモノハ実地ニ就キ訂正ス夫
ノ山岳高低ノ若キハ姑^{ナカ}ラク是ヲ置ク

明治十八年十二月

文書館所蔵の地図をみると右と同一の文が記載されている。なお^{資61}
地図記号(符号)は三十六種も使用されているが現在と同一のものは
ほとんどない。

三 地籍編成における地籍地図

1 地籍の編成

地租改正事業とほとんど同時期に、内務省は官有民有ともすべての
地所を対象とした地籍の編成事業を行うことにした。

まず明治七年十二月二十八日に内務省は東京府を除く府県に対し

埼玉県における地籍図の作成(泊)

て次のような乙第八十四号^{資62}を布達している。

全国地籍編纂調査トシテ来明治八年三月上旬ヨリ官員令派出
別紙雛形ノ通一村毎取調候条其節差支無之様緊要ノ書類取調
置可申此旨相達候事

埼玉県では、これを明治八年一月二十七日付けで各区正副区長宛
へ出している。^{資63} それには、

右御布達相成候条昨七年十月中の姿を以取調一區限り取纏^ま
め来る二月二十日までに無遅滞可差出者也

とある。つまり、七年十月現在で調査するようにと指示している。

しかし、本県では地租改正事業を始めようとするときであり、全
国的にも事業の進行中であつたため、内務省は明治八年二月十五日
に、東京府、山口県、宮城県を除く府県に対して、延期する旨の布
達を出した。^{資64} そして、県ではこれを二月二十八日に布達^{資65}している。

内務省の延期の達には期限はないが、本県の布達では四月三十日
まで延期すると期限をつけ、調査の終わったところは速に提出するよ
うにと伝えている。

2 事業の再開

内務省は明治九年に事業を再開することにし、五月二十三日に達
丙第三五号をもって「地籍編製地方官心得書^{資66}」を出している。しか
し、この達の冒頭には若松県、置賜県など十二の県名が列記してあ
り、埼玉県名は記されていない。したがって、本県は何らかの理由
で後まわしになったものと考えられる。

そして、本県で再開されたのは明治十五年である。一月に乙第六号を布達し、提出期限を四月三十日としている。

この達は四条まであり、その四条で、地籍帳は、明治十四年十二月三十一日現在で調査すること。そして、地図については第一条で、地租改正地引絵図に書いてあるもの(河川堤塘その他は図上で算出すること。第二条で、三尺未満の小道や小さな用悪水路のような地図にないものは、実際に調査して、村控の地引絵図に記入すること。ただし、県庁へ提出した絵図への記入は追って通知するとなっていない。

この達には地図を作成し地籍帳と共に提出せよという指示はない。すなわち、埼玉県は、地籍編成における地図は作成しなかったのである。このことは次の資料が明確に証明している。

明治十九年十月に鹿兒島県から本県に地籍編成について具体的な問い合わせがあったが、^{資69}それに対する本県の回答で^{資70}地図について次のように答えている。

- 一 地図ノ義ハ改租地引絵図ヲ以テ之レカ調査ニ充テ新規調製不致候

すなわち、地籍地図は地租改正の地引絵図を充てていたのである。

おわりに

地押調査における更正地図については、通達文はあるが、その経過や結果に関する文書に直接あたっていないので、今後資料を収集して、別の機会にまとめてみたいと思っている。

明治前期作成の地籍図は、本県の場合、壬申地券交付における地引絵図と地租改正における地引絵図が中心で、これを土地台帳附属地図として使用してきたと考えられる。

この地図は、前述のように県庁保管のものは焼却されたが、法務局保管のものは現存しており、貴重な文化財である。

市川建夫氏の調査によると、浦和法務局には、通常程度の精度の地図が四一〇四〇枚、見取図程度の精度の地図が六二五九枚もあるという。

この地図は、今後も保存されなければならないし、くわしい調査と共に、研究のための利用の便宜も図られる必要があると思う。

これまで埼玉県における地籍図作成について、文書を中心に紹介してみたが、実際の地図に数多くあたっていないため十分な研究とはいえないものである。いわば、文書館保存文書の紹介であり、これを手がかりとして多くの方々を利用していただければ幸いである。

参考文献

- 。明治前期の地籍図 その1佐藤甚次郎 歴史地理学一一六号
- 。明治前期の地籍図(第2報)佐藤甚次郎 新地理第三〇巻第四号
- 。字図の作成過程(1) 佐藤 侑 地図第三六号
- 。字図の作成過程(2) 佐藤 侑 地図第三七号
- 。字図の作成過程(3) 佐藤 侑 地図第三八号
- 。地籍図 桑原公德 学生社
- 。特集地籍図 地理 一九八〇・四 古今書院
- 。特集地籍図 地理 一九八三・七 古今書院

資料一覽

。図説地図事典 武揚堂
 。地籍図と地名研究 市川健夫 新地理第三〇卷第二号
 。地図ニュース No.一四九 日本地図センター
 。福島県における地籍の編纂過程 藤田定興 福島史学研究42・43号
 。内務省史 第二卷 日本財務協会

。地租改正の研究 福島正夫 有斐閣
 。明治財政史 第五卷 吉川弘文館
 。土地制度史 II 北島正元 山川出版社
 。明治前期財政経済史料集成 第七卷 明治文献資料刊行会

文 書 館

番号	名 称	出 所	年 月 日	請求番号 (法は法令全書参照)
1	地所売買譲渡ニ付地券渡方規則	大蔵省第二五号	明治 五年 二月二十四日	法令全書 明治五年
2	地所売買規則中第十三則従来持地地券渡方	大蔵省第八三号	明治 五年 七月 四日	法令全書 明治五年
3	地所売買規則第一条第二条改正	大蔵省第一一五号	明治 五年 九月	埼玉県行政文書 明四九(法)
4	地券大帳雛形	租税寮改正局日報二三号	明治 五年 九月二十七日	埼玉県行政文書 明五一
5	地券渡方規則第十五条以下頒布	大蔵省第一二六号	明治 五年 九月	埼玉県行政文書 明四九(法)
6	地券渡方規則第十五条以下改正増補	大蔵省第一五九号	明治 五年 十月三十一日	埼玉県行政文書 明四九(法)
7	地券御触書写	埼玉県	明治 五年 七月	平川家文書 四九〇
8	地券規則御布告写	入間県	明治 五年 十月 五日	野中家文書 六八八
9	地券渡方ニ付達	入間県	明治 五年 十月二十三	野口家文書 一七三一
10	差出申御請書之事	第八大区小一区大里郡	明治 五年十一月二十四日	久保家文書一〇一八
11	差出申御請書之事	側ヶ谷戸村	明治 六年 二月 十八日	荒井(精)家文書一五
12	旧町村地図焼却処分ノ儀伺	埼玉県	明治四十年 三月 七日	埼玉県行政文書 明三一五四
13	明治六年箕輪郷地図	箕輪村	明治 六年	根岸家文書 三六一一
14	地券発行ニ附地所ノ名称区別	太政官第一一四号	明治 六年 三月二十五日	埼玉県行政文書 明六一
15	地券発行ニ附地所ノ名称区別	入間県布達	明治 六年 四月 七日	埼玉県行政文書 明一五三〇
16	地券発行ニ附地所ノ名称区別	太政官布告第一二〇号	明治 七年十一月 七日	埼玉県行政文書 明一四六
17	地租改正法	上諭、太政官第二七二号	明治 六年 七月二十八日	埼玉県行政文書 明一三三三
18	地方官心得書	大蔵省	明治 六年 七月二十八日	埼玉県行政文書 明一三三三
19	地租改正施行規則第五則中訂正	太政官第三九〇号番外	明治 六年十一月 十九日	埼玉県行政文書 明九二
20	地租改正条例第八章追加	太政官布告第五三三号	明治 七年 五月 十二日	埼玉県行政文書 明一四六
21	地租改正条例第七章へ但書追加	太政官布告第一五二号	明治 八年 十月 七日	平川家文書 五〇四(行)明一六三

埼玉県における地籍図の作成(泊)

番号	名称	出所	年月日	請求番号(注は法令全書参照)
22	地租改正施行規則第十六則廢除	地租改正事務局甲第二号	明治 九年 五月 十六日	埼玉県行政文書 明二一四
23	地租改正法	上諭写、太政官第二七二号	明治 六年 十月 十日	埼玉県行政文書 明九二
24	市街地地租改正	太政官布告第一三三三号	明治 八年 八月二十八日	埼玉県行政文書 明一六三
25	市街地地租改正調査法細目	地租改正事務局別報第一四号	明治 九年 三月 七日	埼玉県行政文書 明二一五
26	市街地の地価も五年間据え置き	地租改正事務局甲第三号	明治 九年 九月 十五日	埼玉県行政文書 明二二九
27	地租改正ニ付告諭	埼玉県布達第二四号	明治 八年 三月 十三日	埼玉県行政文書 明一八五
28	地租改正ニ付人民心得書	埼玉県布達第二五号	明治 八年 三月 十三日	埼玉県行政文書 明一八五
29	地租改正ニ付人民心得書	埼玉県布達第一八一号	明治 八年 三月 十三日	埼玉県行政文書 明一八五
30	地租改正ニ付人民心得書	熊谷県布達第一一五二号	明治 八年 十二月 三十一日	小林家文書 一二三三五
31	地租改正着手心得書	熊谷県布達第一一五二号	明治 八年 十二月 三十一日	埼玉県行政文書 明一九〇
32	千葉県伺大意、地租改正ニ付人民心得書	租稅寮改正局日報第四四号	明治 六年 十月 四日	埼玉県行政文書 明一九〇
33	地租改正人民心得書	千葉県布達第一一三三号	明治 六年 十月 四日	埼玉県行政文書 明八二
34	实地調査ノ手続	埼玉県布達第三一号	明治 六年 十月 七日	土生津家文書 八五二
35	土地丈量六尺竿ヲ以一反三百坪ト可相改旨達	地租改正事務局別報第三号	明治 八年 九月二十八日	埼玉県行政文書 明一八五
36	地租改正調方中改正	埼玉県布達第一八号	明治 八年 六月 十二日	埼玉県行政文書 明一八一
37	地租改正調方難形	埼玉県布達第五五号	明治 八年 八月二十七日	埼玉県行政文書 明一八五
38	地租改正調方難形	埼玉県布達第五五号	明治 八年 十二月 七日	平川家文書 二九六
39	地租改正期限之義云々	太政官布告第一五四号	明治 八年 八月 三十日	埼玉県行政文書 明一八五
40	地租改正取調出張所	埼玉県布達第二三三号	明治 八年 九月 三十日	埼玉県行政文書 明一六四
41	地租改正取調出張所	埼玉県布達第三六号	明治 八年 四月 七日	埼玉県行政文書 明一八五
42	地租改正丈量完了届	熊谷県布達第五四号	明治 九年 四月 八日	埼玉県行政文書 明二二四
43	地租改正第七区各村絵図面十字竿入調査巡回簿	第十一大区四小区	明治 九年 四月 十二日	野口氏蔵、文書館複写本所蔵
44	埼玉県出張復命書	地租改正事務局別報第二二二号	明治 十年 十月 十日	新井家文書 五二四
45	地租改正につき内務・大藏両卿宛上申書	埼玉県令 白根多助	明治 九年 三月 二十日	白石家文書 五八六五
46	地租改正につき内務・大藏両卿宛上申書	埼玉県令 白根多助	明治 十一年十一月二十九日	埼玉県行政文書 明三七一五
47	地引番号全図及び字限図	埼玉県令 白根多助	明治十二年 一月二十二日	埼玉県史 資料編19

加藤家文書二一六八、二一七三、二一三五他、白石家文書五九四四他
坂東家文書 五八五他

48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70							
役場附書類目録	全国一般政事典刑風俗人情ニ係ル古今ノ書籍及 記録ノ目録ヲ内務省へ進致セシム	村役場附書類目録	村役場附書類目録	記録文書保存方法ヲ設ケ目録ヲ内務省へ差出サ シム	各町村公有記録絵図面等保存方 公有記録目録之写	梅原村役場諸簿目録	町村事務受渡規則	県庁簿冊目録進達 簿冊目録進達	一郡限分色概図	管内全図調整ニ付題文掲載方ノ件	埼玉県管内全図	全国地籍編纂調査	全国地籍編纂調査	全国地籍編纂調査	全国地籍編纂期限差延	地籍取調期限之儀	地籍編製地方官心得書	地籍編纂之儀	地籍帳	鹿兒島県の照会	鹿兒島県へ回答案								
熊谷県布達第五号	太政官達第三九号	太政官達第三九号	上阿久原村	太政官達第六八号	内務省達乙第三号	川角村	梅原村	埼玉県布達乙第二九号	庶本第六三号	埼玉県令	地租改正事務局達番外 地甲第四〇号	内務省達乙第八四号	内務省達乙第八四号	内務省達乙第一九号	埼玉県布達第二〇号	内務省達丙第三五号	埼玉県布達乙第六号	北足立郡小針内宿村 往第一五三〇号	地甲二一号										
明治 七年 一月 十五日	明治 七年 三月二十五日	明治 七年 四月 四日	明治 七年 五月 六日	明治 八年 四月 三十日	明治 十三年 一月 九日	明治 十三年 八月 十九日	明治 十七年 八月 十七日	明治 十四年 七月 十一日	明治 十六年 五月 二十日	明治 十八年 十月 二十三日	明治 十二年 二月 十八日	明治 十九年 十二月 六日	明治 十八年 十二月 六日	明治 七年 十二月 二十八日	明治 八年 二月 二十八日	明治 八年 一月 二十七日	明治 八年 二月 十五日	明治 八年 二月 十五日	明治 九年 五月 二十三日	明治 十五年 一月 二十三日	明治 十六年 一月 八日	明治 十九年 十月 八日	明治 十九年 十月 二十一日						
その他家別文書目録参照	埼玉県行政文書 明一四四	法令全書 七年(上)	浅見家文書 一	浅見家文書 一	法令全書 八年(上)	埼玉県行政文書 明三三三(法)	堀口家文書 一三九〇	堀口家文書 一三九〇	堀口家文書 一三九〇	埼玉県行政文書 明三八四	埼玉県行政文書 明四八二	埼玉県行政文書 明五一一	埼玉県行政文書 明二八四	埼玉県行政文書 明一五四一	埼玉県立文書館 一九	埼玉県行政文書 明一三一	明一五三三(法)	平川家文書 二六四	埼玉県行政文書 明一六五	明一四七(法)	埼玉県行政文書 明一八四	明一八五 明一五三〇	埼玉県行政文書 明一五三三	埼玉県行政文書 明四二七	明一五三三	平川家文書 九二	埼玉県行政文書 明一五三三	埼玉県行政文書 明一五三三	埼玉県行政文書 明一五三三

埼玉県における地籍図の作成(泊)